

那須烏山

— No.126 —

2016
March

3

Public Relations Magazine
of Nasukarasuyama City

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります…	2
第1回市議会1月臨時会…	6
鳥信・栃銀と包括連携協定を締結…	8
まちの話題…	12
インフォメーション…	14
年長組園児が小学校探検…	16



鬼になりきる(2月3日、七合保育園)

田野倉いきいきサロンの皆さん。



地域の支え合い体制づくり

介護予防・日常生活支援 総合事業がはじまります

超高齢化社会といわれる現代。介護を必要とする高齢者は増加し、介護ニーズはますます高くなっています。一方、少子化などによる介護の担い手不足により、介護職員を確保することが難しくなっている現状です。そこで、市では、平成28年4月から、多様な生活支援サービスを充実させ、地域の支え合い体制づくりを推進することを目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始します。今月号では、4月からスタートする本事業の概要をお知らせします。

介護予防・日常生活支援総合事業 効果的で効率的な支援を提供

平成26年の介護保険法改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）」の基本的な考え方が発展的に見直されました。

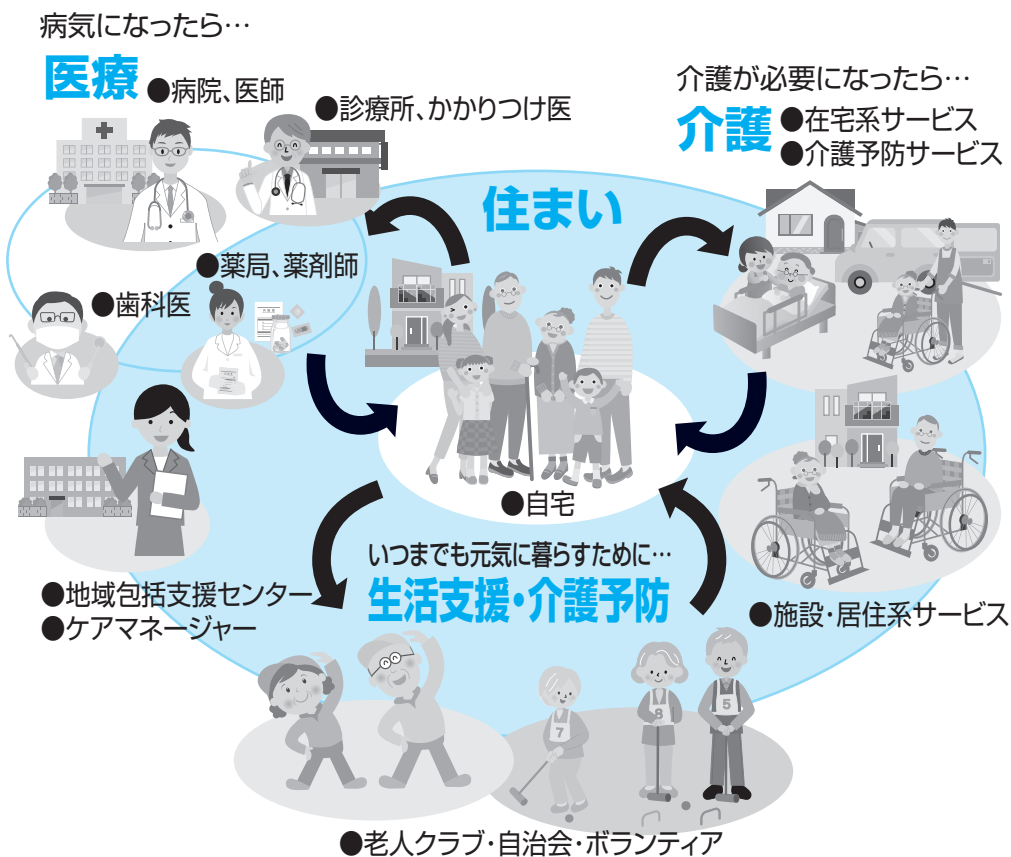
この総合事業は、各市町村が中心となって、ボランティアなどの活用を含めた多様な生活支援サービスを充実することとで、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援を行うことを目指した新たな取り組みです。



昨年6月から開始した健康長寿セミナー。頭と体を同時に動かし、脳の活性化と身体機能の向上を効果的に行う「コグニサイズ」を体験する参加者。

◆介護予防・日常生活支援総合事業がはじまります◆

図1：地域包括ケアシステムの姿



住み慣れた地域で暮らし続けるために
地域包括ケアシステムの実現を

要介護者の自立支援と家族の負担軽減を目的に平成12年にスタートした介護保険制度。制度発足以降、国では3年に一度の事業計画見直しを行ってきました

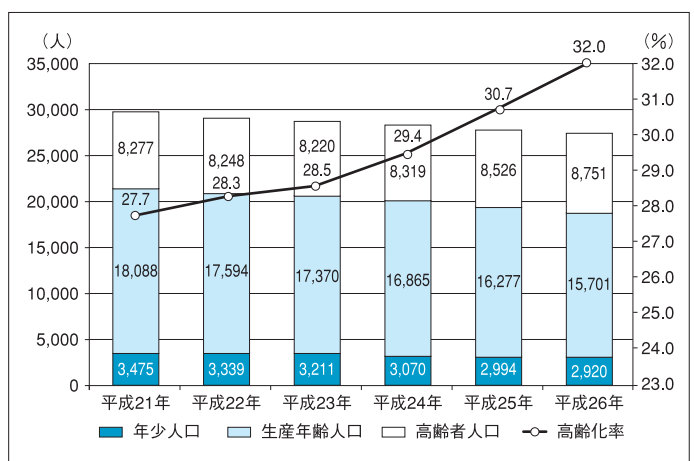
した。当初と比較すると、高齢化社会の進展により、全国で要介護・要支援認定者数が倍増しています。近年では、団塊の世代が75歳以上と

なる2025年(平成37年)頃には、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が予想され、増大する介護給付費によって、介護保険制度の存続が危ぶまれている状況にあります。こうした問題を受け、国では、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各市町村が中心となって介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステム(図1参照)の構築を目指しています。

総合事業は大きく分けて2つ
「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」

本市においては、平成26年10月1日現在で65歳以上の高齢化率が32%を超え、栃木県や全国平均値を大幅に上回っています(表1参照)。今後も総人口が減少する中で高齢者人口は増加する傾向にあり、高齢化率はさらに急速に上昇することが予想されることから、地域包括ケアシステムの早期構築が求められています。

表1：那須烏山市第6期計画の人口構成

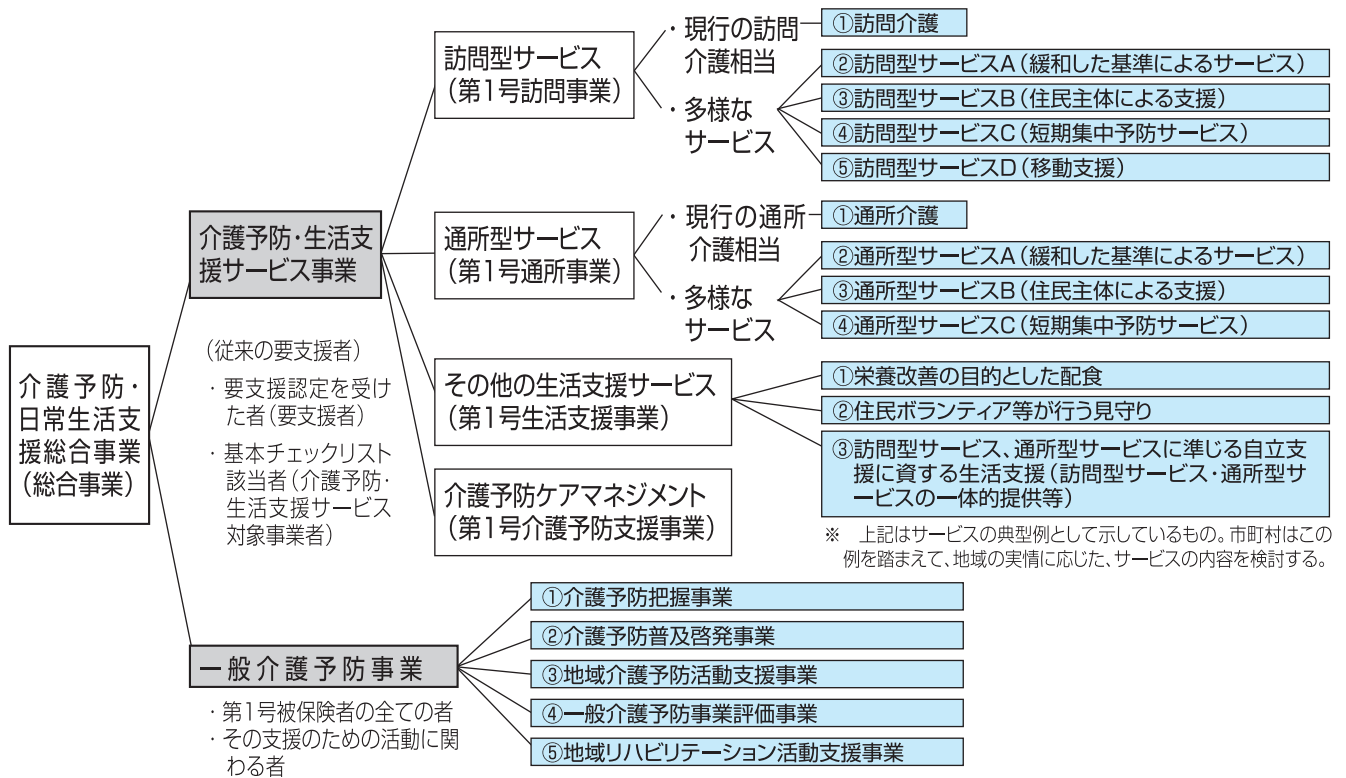


総合事業は、「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」の2つに分かれます。「介護予防・生活支援サービス」は、要介護認定で要支援1・2の認定を受けた人や基本チェックリスト(※)により生活機能の低下がみられた人を対象に行うものです。ヘルパーなどによる清掃・洗濯などの生活援助が受けられる「訪問型サービス」と、通所介護事業所などでの運動機能向上などを目的とした「通所型サービス」が受けられます。一方、「一般介護予防事業」は、65歳以上すべての人を対象に行うもので、

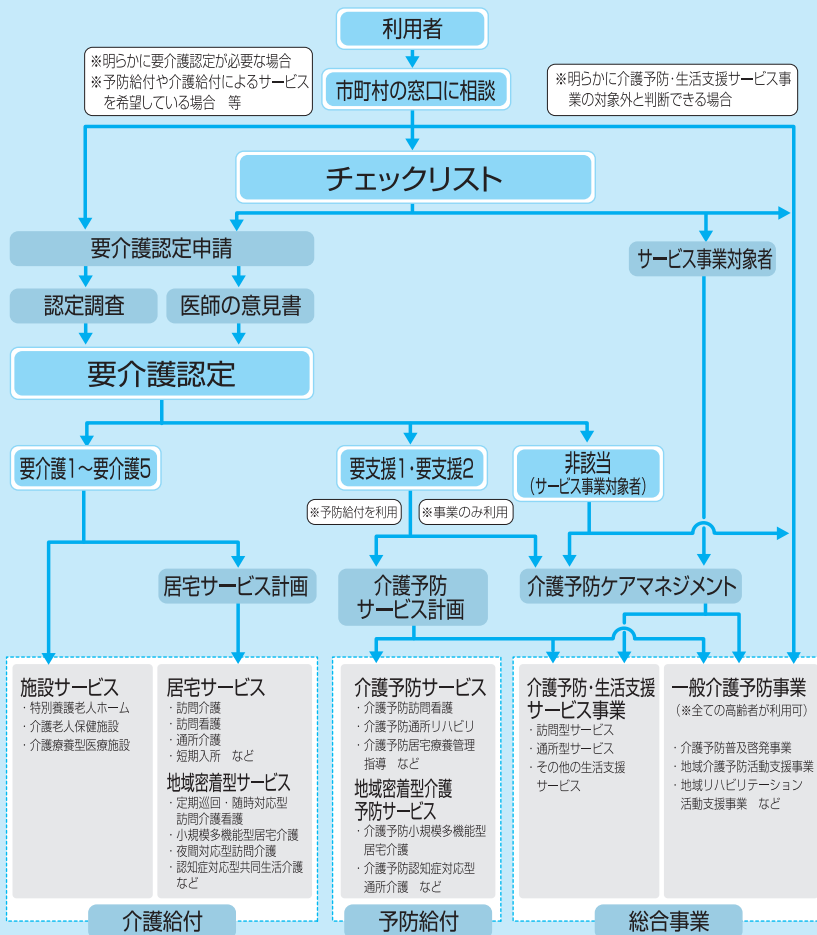
組みが可能となるほか、利用者の視点に立った柔軟な対応や地域活力の向上に向けた取り組みが可能となります(次ページ図2参照)。

◆介護予防・日常生活支援総合事業がはじまります◆

図3：総合事業の構成図



■総合事業実施後の利用手続き



サービスを利用するためには？

サービスを利用するためには、要介護認定(※1)で要支援1・2を受けた人、もしくは、基本チェックリストで介護予防生活支援サービス事業対象者と判定された人が対象となります。

なお、いずれの場合においても、地域包括支援センター(一部居宅介護支援事業所でケアプランを作成することが原則となります。また、現在サービスを利用されている人は、担当のケアマネジャーと相談して利用してください。新規でサービスを利用する人は、健康福祉課介護保険担当または、地域包括支援センターに相談してください。

さらに、今回、総合事業がスタートすることにより、訪問介護、通所介護のみを利用する高齢者が、引き続きサービスの利用を希望する場合には、認定更新時に基本チェックリストに回答することで要介護認定の審査会などの煩雑な手続きが不要になったことにより、申請から実際にサービスを受けられるようになるまでの期間が短縮されます。

平成28年度組織機構改編

まちづくり課を新たに設置

平成28年第1回市議会1月臨時会が1月29日(金)に開かれ、条例の一部改正3議案が可決されたほか、専決処分1件について報告しました。内容は次のとおりです。

なお、詳しくは、議会事務局 ☎0287-88-7114 までお問合せください。

条例の一部改正

・平成26年度から27年度にかけて開催された「那須烏山市行政組織機構等改革検討委員会」の検討結果に基づき、28年度において「まちづくり課」を新設し、組織の事務分掌の整理など組織機構改革を行うため、「市行政組織及び事務分掌条

例」を一部改正しました。(詳細は左ページをご覧ください。)

・国民健康保険の健全で安定した運営を図るため、国民健康保険税の税率見直しを行うことに伴い、「市国民健康保険税条例」を一部改正しました。(詳細は下記をご覧ください。)

・平成28年度与党税制改正大綱において、市民税及び特別土地保有税の減免申請書に個人番号(マイナンバー)を記載しないことが決定され、平成28年1月1日からの適用となることに伴い、「市税条例」の一部を改正する条例の一部を改正する専決処分について承認されました。

その他

・大里地内で地籍調査の刈払作業中に発生した物損事故に関し、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について報告しました。

これからの未来を担う子どもたちのために。



平成28年度から国民健康保険税率が変わります

那須烏山市の国民健康保険税は、平成17年10月の合併以後、平成20年度に税率を引き上げる改定を行って以来8年にわたり税率を据え置いてきました。この間、国民健康保険の収支は毎年度赤字の状況であり、累積赤字は既に2億円を超えているところですが、被保険者の皆さんの負担増を抑制するために財政調整基金を取り崩して対応してきました。

しかし、ここ数年は個人所得の減少により保険税収入が減収となる一方で、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などで医療費は上昇し、国保財政はますます厳しいものとなりました。このため、平成28年4月からの国民健康保険税の税率を引き上げることになりました。被保険者の皆さんにはこの危機的状況をご理解のうえ、ご協力お願いします。

【国民健康保険税率の改定前後比較表】

	医療給付費等分 (0歳から74歳の被保険者)		後期高齢者支援金分 (0歳から74歳の被保険者)		介護納付金分 (40歳から64歳の被保険者)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	6.60%	7.50%	1.70%	2.50%	1.50%	2.00%
資産割	28.00%	25.00%	7.00%	5.50%	4.50%	4.00%
均等割	19,800円	24,000円	4,800円	7,000円	6,600円	7,800円
平等割	20,100円	24,000円	5,100円	6,000円	6,000円	7,000円
課税限度額	510,000円	520,000円	160,000円	170,000円	140,000円	160,000円

※ 今回の改定は、平成30年度に国民健康保険の財政運営主体が市町村から県に移行することを踏まえ、税率及び一人当たりの税額が栃木県の平均値に近いものとなるよう考慮しています。そのため、資産割については引き下げる改定となっています。

※ 今回の税率改定により、一人あたりの年税額は平均で約14,600円(17%)増える見込みです。

【改定後の保険税額の比較(モデルケース)】 ※①〔改定後保険税額〕-②〔改定前保険税額〕=③〔増額分〕

モデル1. 30歳代単身世帯(年収300万円、固定資産税なし)の場合

①219,900円-②181,700円=③38,200円

モデル2. 40歳代世帯主(年収500万円、固定資産税10万円)妻・子ども2人の場合

①586,600円-②488,900円=③97,700円

モデル3. 65歳以上単身世帯(年金収入150万円、固定資産税10万円)の場合

①48,800円-②49,800円=③△1,000円

モデル4. 65歳以上夫婦2人(年金収入170万円、固定資産税なし)の場合

①62,900円-②51,200円=③11,700円

※ あくまでもモデルケースでの試算のため、実際の税額とは異なる場合があります。

4月から市役所の組織が変わります

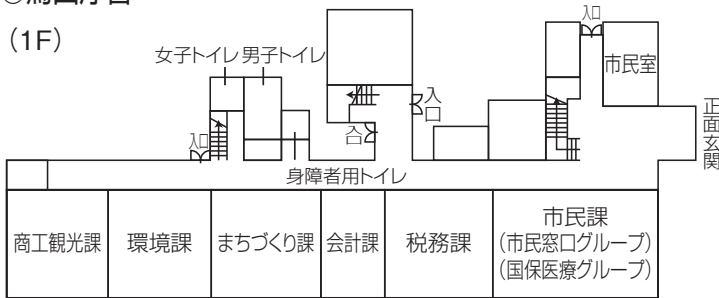
窓口機能のスリム化、事務の効率化等を図り、着実に施策を推進するために、平成28年4月1日から市役所の組織を再編します。

1. **まちづくり課の新設**…烏山庁舎に「まちづくり課」が新設されます。総合政策課と連携し、市民との協働による地域づくりを推進するほか、地方創生の中核部署として魅力あるまちづくりに取り組みます。
2. **市民課の本課機能が烏山庁舎に移転**…来庁者の多い烏山庁舎に本課機能を移行し、南那須庁舎には市民課と税務課の窓口業務を集約した総合窓口を設置します。
3. **税務課を烏山庁舎に集約**…烏山庁舎の本課と南那須庁舎の収納対策担当を一つにし、烏山庁舎に集約します。ただし、税に関する諸証明の発行や税・公金の収納については、引き続き南那須庁舎の市民課総合窓口で取り扱います。
4. **農政課を南那須庁舎に集約**…烏山庁舎の本課と南那須庁舎の分室を一つにし、南那須庁舎に集約します。同じ庁舎の都市建設課と連携し、災害発生時等の機動的・効率的な対応を図れるようにします。
5. **烏山公民館の業務時間を変更**…烏山公民館の機能を見直し、業務時間が平日の午前9時から午後4時までに変更になります。
6. **南那須庁舎の日直業務を廃止**…土・日・祝日等の南那須庁舎の日直業務を廃止します。休日等にご用の場合には烏山庁舎の日直が対応します。

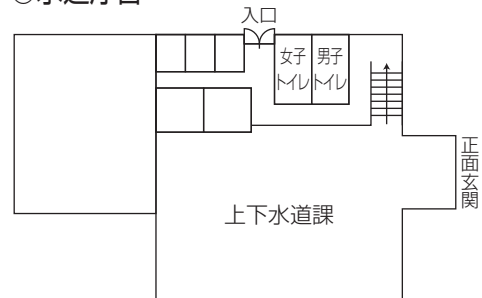
※各課電話番号については、3月に行政区長等を通して配布した「平成28年度広報カレンダー」をご覧ください。

◎烏山庁舎

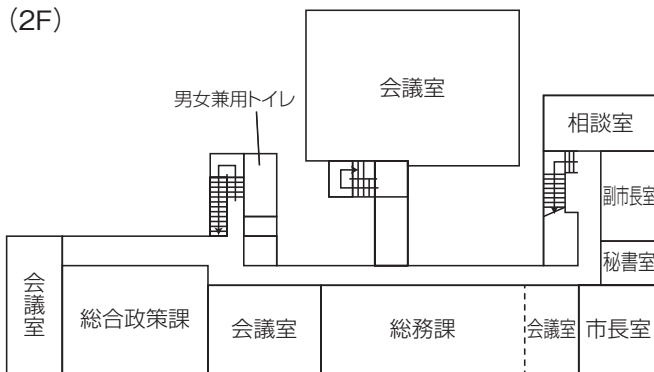
(1F)



◎水道庁舎

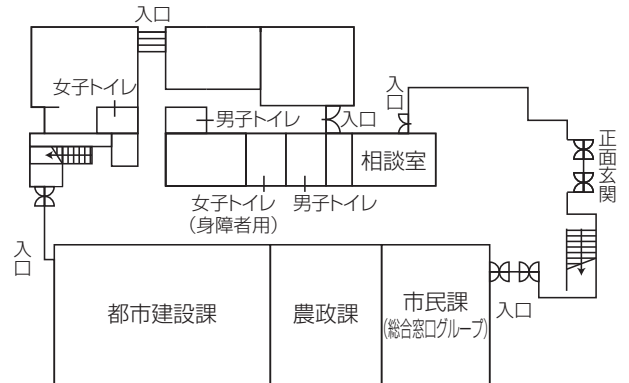


(2F)

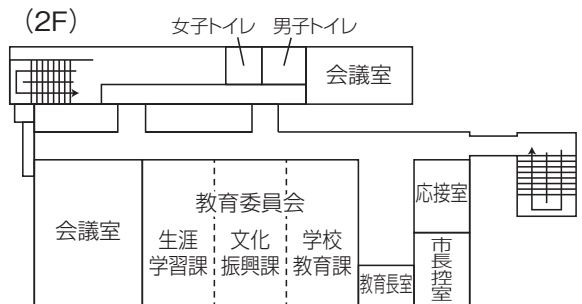


◎南那須庁舎

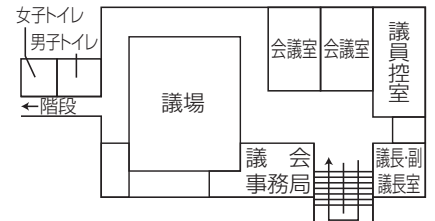
(1F)



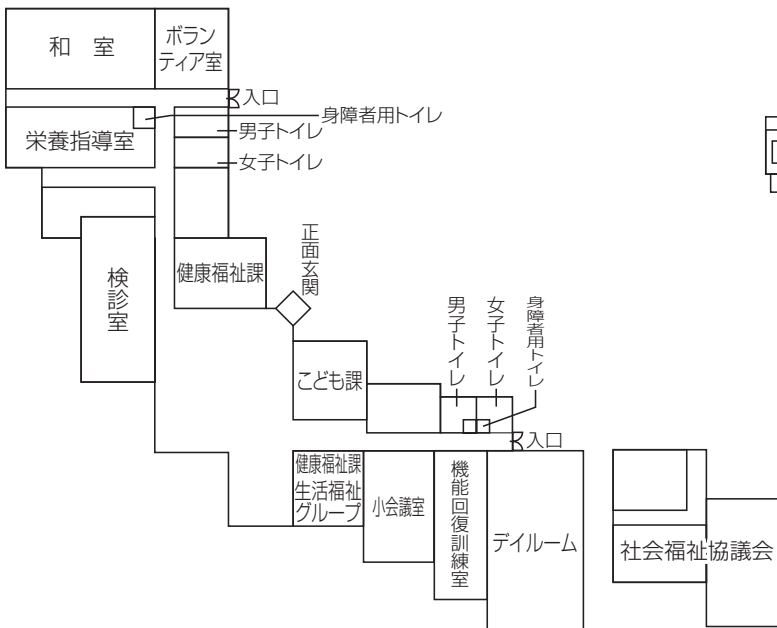
(2F)



(3F)



◎保健福祉センター



地方創生強化のために

鳥信・栃銀と包括連携協定を締結

市では、金融機関である鳥山信用金庫と栃木銀行の2社とそれぞれ包括連携協定を締結しました。

これは、市と金融機関において、双方が蓄積した情報や人材、技術などを活かし、相互に協力し合いながら相乗効果を生み出し、地方創生を見据えた地域活性化の推進を目的としています。

1月21日(木)、市と鳥山信用金庫は、「地方創生に関する包括連携協定」を締結しました。県内で



鳥山信用金庫と「地方創生に関する包括連携協定」を締結。

は、鹿沼市と鹿沼相互信用金庫に続いて2件目の締結となります。

協定締結により、県内に12の本・支店を有する同信用金庫と連携し、地域特産品や地元企業への販路拡大、地場産業の6次産業化に向けた企業・ビジネスマッチング支援などの協力を受けることができそうです。

◇ 今後は、県内全店の窓口周辺に「那須烏山市PRコーナー」を設置し、特産品や観光PRをするほか、ユネスコ無形文化遺産登録が予定されている「烏山の山あげ行事」のPR活動や、烏山和紙など地域資源を生かした交流人口増加対策などについても協力を受けることとしています。

◇ 2月2日(火)には、栃木銀行と「連携と協力に関する包括連携協定」を締結しました。

この協定は、山あげ行事や烏山和紙、八溝そばなど本市の地域資源を生かし、「まちづくり、定住促進のサポート」や「雇用創出、産業振興」、「観光振興」、「暮らしの安全安心、子育て、福祉教育」、「農林水産物、自然環境」、



栃木銀行と「連携と協力に関する包括連携協定」を締結。

「その他、地域の活性化」の6項目にわたる連携を掲げています。

また、同銀行が同様の協定を自治体と結ぶのは、高根沢町などに続いて5件目。市単位での協定締結は初の試みです。今後は、6次産業化の推進や、中心市街地の活性化などに市と同銀行が連携して取り組むこととしています。

大谷範雄市長は、「包括連携協定が地方創生の大きな課題である稼ぐ力の創設につながることを期待している」と話していました。



上:福祉活動で活躍した51の団体や個人を表彰
下:国際医療福祉大学准教授の大石さんによる地域福祉を考える講演。

合併10周年記念第11回市社会福祉振興大会 幸せでいられる地域福祉を考える

市社会福祉協議会(丸山真一会長)では、2月27日(木)、保健福祉センターで、合併10周年記念「第11回那須烏山市社会福祉振興大会」を開き、来賓や福祉関係者、地域住民など110人が参加し、これからの福祉について考えました。

式典では、社協設立10周年を迎え、丸山会長が、「これからは、ますます少子高齢化が進み、高齢者世帯や一人暮らし高齢者が増加する。そのような中で、行政や地域の人々と協力し合って各種事業に努め、幸せでいられる暮らしを築いていきたい」とあいさつしました。続く表彰式では、福祉の分野で活躍した51の団体や個人に表彰状や感謝状が贈られました。

式典終了後の記念行事では、地域福祉やボランティアなどを専門とする国際医療福祉大学准教授の大石剛史さんを講師に、「これからの地域社会はどうあるべきか」をテーマとした講演会が行われました。講演では、地域で幸せに過ごすためにどうしたらいいかなどを参加者と考えたり、地域包括ケアシステムの重要性などが述べられました。大石さんは、「行政だけでなく、地域住民が地域の課題について問題意識を持つこと。そして、解決策をみんなで話し合っていくことでより良い地域福祉がつけられる」とこれからの福祉のあり方を参加者に訴えました。

第8回元気あつぷ市民の集い 笑いヨガで元気なじゅるびゅるびゅるを

市では、2月24日(水)、烏山公民館で「第8回元気あつぷ市民の集い」を開き、地域住民約150人が参加しました。



上:口周りの筋肉を動かした大金さんによる「お口の体操」/下:笑いの渦に包まれた早川さんによる「笑いヨガ」。

「ここを元気にする日」、20日から26日の

自殺予防を普及していこうと毎年この時期に開催しているものです。

当日は、歯科衛生士の大金あゆ子さんによる「お口の体操」や、もおか笑いヨガクラブのラフターヨガ

ティーチャー早川久子さんによる「笑い」と「ヨガ」の呼吸法を組み合わせ

せたエクササイズ「笑いヨガ」が行われ

ました。お口の体操では、口腔の機能を維持し、食べる喜びや話す楽し

みが持てるように様々な動きで口の周りの筋肉をほぐしました。

また、昨年大好評で2回目の開催となった笑いヨガでは、身体を動かしたり歌ったりして楽しみな健康づくりの方法を学びました。

講師の早川さんは、「自分の健康は自分で守っていかないといけない。ストレスを溜めず、笑顔でいることが一番の健康法」と話していました。

ふれあいの里10箇所にAED設置 操作学び緊急時に備える

市では、公共施設の統廃合により、今後、一時避難所としての自治会公民館の重要性が高まることから、1月18日(月)から28日(木)にかけて、ふれあいの里を実施する自治会公民館10箇所へ「AED(自動体外式除細動器)」を設置しました。

設置日には、それぞれの公民館で設置業者によるAEDの操作訓練や救命講習が行われ、ふれあいの里のサポーターや利用者などが積極的に参加しました。

なお、平成28年3月1日現在で、市内の公共施設へのAED設置は、48施設58台が完了しています。



AEDの操作訓練をする下川井上の皆さん。

平野自治会長の高橋一夫さん 自治会活動で知事表彰を受賞

平野自治会長の高橋一夫さん(白久)が、自治会長として永年にわたり自治会の維持や発展に努めてきたとして、栃木県自治会活動功労者知事表彰を受賞しました。



「これからも頑張ります」と話す高橋自治会長。

高橋さんは、平成12年4月からこれまで15年以上にわたり自治会長を務め、地域コミュニティづくりに尽力。現在も現職として活躍しています。主に、自治会内の生活道路の清掃活動や整備の要求、高齢者への声かけ運動などを地域ぐるみで取り組んでいます。

高橋さんは、「自治会長を続けてこられたのは家族や地域の人々のおかげ。これからもみなさんと協力し、元気なうちが続けていきたい」と笑顔で話していました。

